

輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C-5843）

「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。

「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。受信用NACCS利用者コードについては、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を利用して税関から通知の送信を希望する場合に記載する。

「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。

「経済産業大臣認定書の記載内容」欄には、当該輸入差止申立てに係る経済産業大臣認定書に記載されている不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項及び当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者を記載する。

「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。

「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）」欄には、税関長に対して執行を求める侵害すると認める物品を記載する。

「対象品の品名」欄には、「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）」欄に記載した対象品の一般的な品名を記載する。

「輸入統計品目番号」欄には、任意で輸入統計品目番号を記載する。

「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。

「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。

「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。

「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸入に関して特定又は想定される事項」欄には、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「訴訟等での争い」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。

「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。